

箇所	主な御意見の要旨	御意見に対する考え方	重複 意見数
総則について			
第6条	<p>計画機関は、法第39条において読み替えて準用する法第14条第1項、同条第2項（実施の公示）、法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）及び法第26条（測量標の使用）並びに法第30条第1項（測量成果の使用）、法第36条（計画書についての助言）、法第37条（公共測量の表示等）及び法第40条第1項（測量成果の提出）等の規定による手続を適切に行わなければならない。 測量法との整合を図るべき。</p>	御意見のとおり修正します。	
総則について			
第8条 第1項	<p>地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号。以下「基本法」という。）第2条第3項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成19年国土交通省令第78号。以下「項目及び基準に関する省令」という。）の規定を満たす位置情報をいう。 省令の名称との整合を図るべき。</p>	御意見のとおり修正します。	
基準点測量について			
第18条 第6項	<p>「新点」とは、基準点測量により新設される基準点（以下「新設点」という。）及び改測点をいう。の「及び改測点」は不要である。</p> <p>改測点の定義は前項に記述がある。計算過程で改測点を新点扱いはすることはあるが、定義上は新点に含まれないのではないのか。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 計算過程で改測点を新点と同じ扱いをすることがあり、御意見のとおり新設点と改測点を書き分けた場合に、該当箇所を全て「新点及び改測点」とするよりは、現行のとおり「新点」の定義に新設点と改測点を含めるままとしたほうが整理がしやすいと判断いたしました。</p> <p>ただし、現行では本来「新設点」のみに係る条文でも「新点」が用いられている条文がございましたので、そのような箇所については、「新設点」に修正します。該当条文31, 32, 58, 59, 64条</p> <p>また、復旧測量の新点と旧点については74条で以下のとおり定義を追加します。 「本章において、「旧点」とは復旧前の点を、「新点」とは復旧後の点をいう。」</p>	
基準点測量について			
第19条 第2項	<p>基準点は、水準測量を除く狭義の基準点測量によって設置される狭義の基準点（以下「基準点」という。）の「水準測量を除く狭義の」は不要である。</p> <p>第1項で、水準測量を除く狭義の基準点測量は定義済みである。よって、第2項以降では「水準測量を除く狭義の」は必要ない。</p>	御意見のとおり修正します。	
基準点測量について			
第20条 第1項	<p>製品仕様書は、当該基準点測量又は水準測量の概観、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。</p> <p>第19条で、基準点測量とは狭義の基準点測量であると定義しているため、この条文では基準点測量と水準測量の両方を指すと宣言すべきである。 また、読点の挿入を図る。</p>	御意見のとおり修正します。	

基準点測量について		
第22条第2項	<p>第22条第2項「基本測量又は」を削除。</p> <p>改正案は「基本測量」「により設置した既設点を既知点として用いる場合」の意味となり、不正確な表現である。加えて、基本測量により設置した既設点で電子基準点又は一～四等三角点に該当しないものとしては一～二等多角点があるが、これらが実際に利用される機会はないか極めて希少と考えられるので、「基本測量又は」を削除するのが適切であると考え。</p>	<p>意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。</p> <p>【理由】 御意見のとおり極めて希少だと考えられますが、2項の規定は1項で定義ができないような元々希少な場合を想定しており、基本測量の既設点をもれなく既知点として用いることができることを規定することが必要と考えます。</p>
基準点測量について		
第22条第2項	<p>同条同項「当該既知点が、精度的に前項のどの既知点の種類に」を「当該既知点を設置した測量が前項のどの区分に」に修正。</p> <p>(狭義の)基準点は等級にかかわらず同等の精度を持つというのが従来の考え方であり、第43条(平均計算)において示される標準偏差からもそのことは明らかである。したがって「精度的に」という表現は不正確である。現行規程の「当該既知点がどの区分に」という表現でも意味は通じると考えられるが、改正案の趣旨を酌んでより正確な表現に変更するのであれば、提案した表現になると考える。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
基準点測量について		
第22条第3項	<p>同条第3項「こととする」を現行規程の「ものとする」に戻す。</p> <p>どちらの表現も同じ意味と思われるが、「こととする」は現行規程の第302条(改正案の第343条)にしか現れず、「ものとする」が現行規程における通例であるため。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
基準点測量について		
第23条第2項	<p>第23条2項：電子基準点のみを既知点とする場合は2点以上とする。→2点は単路線方式なので3点以上ではないのか。23条の1項の一とも矛盾する。</p>	<p>意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。</p> <p>【理由】 第23条2項：通常は既知点が電子基準点3点以上になることが多いのですが、2点のみの結合多角網もあり得えます。</p>
基準点測量について		
第23条第2項	<p>電子基準点のみを既知点とする場合は、Sを新点間の距離とする。なお、新点を1点設置する場合の偏心距離は、この式によらず100m以内を標準とする。前段を共通の規則として、後段を特例の記述とする。</p>	<p>意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。</p> <p>【理由】 共通、特例の区別をするという御意見については、区別をしなければならない必要性はあまりないのではないかと考えます。 また、御意見のとおり文を2つに分ける場合、「なお、」の後に条件として「電子基準点のみを既知点とする場合かつ新点を1点設置する場合」と記述するべきです。このような表現では、表中に記述するにはやや冗長となることが懸念されます。</p>

基準点測量について		
第23条 第3項	<p>節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数制限緩和及びGNSS測量機を使用する場合の<b>路線長</b>は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。</p> <p>記載誤りではないか</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。 「節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数の制限緩和及びGNSS測量機を使用する場合の<b>路線長の制限の緩和</b>は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。」 （「制限緩和」がそれぞれの項目に係るよう規定を修正した。）</p>
基準点測量について		
第31条 第1項	<p>本章において「測量標の設置」とは、新点の位置に永久標識等を設ける作業をいう。 新点に設置する標識には、第32条5項に記述があるための表現</p>	御意見のとおり修正します。
基準点測量について		
第32条 第5項	<p>3級基準点及び4級基準点には、<b>永久標識に準ずる標識</b>を用いることができる。</p> <p>公共測量では、3級及び4級基準点には鋳を用いることがほとんどである。標杭は一時標識であり、成果をもつ標識には現実的でなく、不適である。永久標識に準ずる標識とは、成果を持ち後続の測量の基準となりうる耐久性がある標識で、標鋳（測量法施行規則の名称）等を想定する。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 現行で認められている標杭を、御意見のとおり禁じる理由は、現時点ではないと考えます。</p>
基準点測量について		
第34条 第1項	<p>本章において「観測」とは、平均図等に基づき、トータルステーション～の「等」は不要である。 第30条2項で承認を得た平均図のみが公式なものである。したがって、平均図等の「等」は意味をなさない。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 観測において平均図のみが計画機関が認める図であることは御意見のとおりです。 ただし、平均図に基づいて作成した観測図を用いて観測を行うこともあります。よって、これを踏まえて「平均図等」の「等」に観測図が含まれると解釈し、「等」を削除することは現時点では考えておりません。</p>
基準点測量について		
第37条 第2項	<p>観測は、<b>観測図</b>に基づき、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>観測は、観測図に基づき実施するものである。平均図は、成果を求めるためのものである。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 「平均図等」の「等」に観測図が含まれると解釈し、現行のとおりとさせていただきます。</p>
基準点測量について		
第37条 第2項 第1号	<p><b>TS等観測</b>の観測方法は、次表のとおりとする。 第34条で、TS等観測は定義済みである。したがって、表現を整理する。</p>	<p>御意見を踏まえ修正します。 「<b>TS等観測の方法</b>は、・・・」 （「観測」が重複しないよう規定を修正した。）</p>
基準点測量について		
第37条 第2項 第1号ト	<p>水平角観測において、対回内の観測方向数は、5方向以下を<b>標準</b>とする。</p> <p>1対回5方向以下の規定は基本測量になっているように思うが、今のTSは昔と比べて1対回観測時間が短いのに、ほぼ自動化されていて観測誤差要因も少ないと思われる。したがって、1対回5方向限定の規定を少し緩和できるように配慮する。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 「1対回観測時間が短い」ことや「ほぼ自動化されていて観測誤差要因も少ない」ことについて、根拠となる資料が十分ではありません。 現時点では、再測した場合の作業効率等も考慮すると現行の「5方向以下」のままさせていただきます。</p>

基準点測量について			
第37条 第2項 第2号ハ	G N S S観測の観測方法は、次表を標準とする。 第34条で、GNSS観測は定義済みである。したがって、表現を整理する。	御意見を踏まえ修正します。 「GNSS観測の方法は、・・・」 (「観測」が重複しないよう規定を修正した。)	
基準点測量について			
第37条 第2項 第2号リ	(4) 電子基準点のみを既知点とする場合以外の観測は、既知点及び新点を結合する多角路線が閉じた多角形となるように形成させ、次のいずれかにより行うものとする。 (表現の明確化)	御意見のとおり修正します。	
基準点測量について			
第37条 第2項 第2号リ	(5) 電子基準点のみを既知点とする場合の観測は、使用する全ての電子基準点で他の1つ以上の電子基準点と結合する路線を形成させ、行うものとする。電子基準点間の結合の点検路線に含まれないセッションについては(4)の(i)又は(ii)によるものとする。 (表現の明確化)	御意見のとおり修正します。	
基準点測量について			
第37条 第2項 第2号ヲ	ヲ ネットワーク型RTK法は、配信事業者(国土院の電子基準点網の観測データ配信を受けている者、又は3点以上の電子基準点を基に、測量に利用できる形式でデータを配信している者をいう。以下同じ。) (読点の文章表現)	御意見のとおり修正します。	
基準点測量について			
第37条 第2項 第2号ヲ	(3) 3級～4級基準点測量は、直接観測法又は間接観測法により行うものとする。は全文削除 ハの表中において、ネットワーク型RTK法は3級～4級基準点測量に摘要と謳っている。また、直接観測法又は間接観測法により行うことは、ヲのなお書きで記されている。さらに、リ～ヲはGNSS観測方法について説明しているものであり、基準点測量の摘要についての記述はヲ以外にはない。よって、あえて記載の必要ない。	御意見のとおり修正します。	
基準点測量について			
第41条 第1項	計算は、付録6の計算式、又はこれと同精度若しくはこれを上回る精度を有することが確認できる場合は、当該計算式を使用することができるものとする。 第3章 水準測量の第68条とまったく同じ条文のため、文言の整合を図る。他の条文を比べると、第68条に整合すべきである。	御意見のとおり修正します。	
基準点測量について			
第41条 第4項 第7号	第41条の4項七号の2行目：「固定点が電子基準点の場合は、成果表の楕円体高」に修正(成果表を追加)した方が良いのでは。  電子基準点のみを既知点とする場合において、成果表記載の楕円体高を使用していない計算誤りが考えられるため、「成果表の」を追加した方がよい。 また、(平均計算)第43条2一では、「成果表の楕円体高」としているため、これに統一した方がわかりやすい。	御意見を踏まえ修正します。 「成果表の楕円体高(元期座標)」 (御意見に加え、成果表の楕円体高が元期座標であることを()書きで示しました。)	2

基準点測量について		
第42条第1項	<p>点検計算は、観測終了後、次の各号により行うものとする。<b>計算の結果</b>、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>「ただし」は、前文の説明・条件・例外を示すときに使う。この場合は、「ただし、観測終了後に行うことができなかつた場合は・・・」との表現になるべきである。提示意見のほかに、第38条と同様とすることも可である。</p>	<p>意見を踏まえ修正します。</p> <p>「点検計算は、観測終了後、次の各号により行うものとする。<b>点検計算の結果</b>、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。」</p>
基準点測量について		
第42条第1項第2号イ(2)	<p><math>\Delta N</math>：水平面の南北<b>成分</b>の閉合差又は較差  <math>\Delta E</math>：水平面の東西<b>成分</b>の閉合差又は較差  <math>\Delta U</math>：高さ<b>成分</b>の閉合差</p> <p>付録6 計算式集 3. 2. 4で、「基線ベクトルの局所測地座標系における成分を地心直交座標系における成分に変換する」とあることから、「方向」ではなく「成分」に整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
基準点測量について		
第42条第1項第2号イ(3)	<p><math>\Delta N</math>：水平面の南北<b>成分</b>の閉合差又は較差  <math>\Delta E</math>：水平面の東西<b>成分</b>の閉合差又は較差  <math>\Delta U</math>：高さ<b>成分</b>の閉合差</p> <p>付録6 計算式集 3. 2. 4で、「基線ベクトルの局所測地座標系における成分を地心直交座標系における成分に変換する」とあることから、「方向」ではなく「成分」に整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
基準点測量について		
第42条第1項第2号ロ	<p>(ii) 環閉合差及び<b>重複する基線ベクトル</b>の較差の許容範囲は、イ(2)の規定を準用する。</p> <p>「各成分の較差」では点検計算の方法が指定されていないため、環閉合差と同様、重複する基線ベクトルの較差に変更した方がよい。</p>	御意見のとおり修正します。
基準点測量について		
第42条第2項	<p><b>2 点検計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</b></p> <p>第3章 水準測量の第69条にはこの条文の記載がある。第2章 基準点測量と第3章 水準測量の整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
基準点測量について		
第43条第2項	<p>2 既知点1点を固定するGNSS測量機による場合の仮定三次元網平均計算は、<b>閉じた多角網を形成して</b>、次の各号により行うものとする。ただし、電子基準点のみを既知点とする場合は除く。</p> <p>仮定三次元網の形成についての規定がないため、どこかに記述すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ修正します。</p> <p>「閉じた多角網を形成<b>させ</b>、」</p>

基準点測量について		
第43条 第2項	<p>二 仮定三次元網平均計算の重量（P）は、次のいずれかの分散・共分散行列の逆行列を用いるものとする。</p> <p>イ 水平及び高さの分散の固定値 ただし、分散の固定値は、<math>dN = (0.004m)^2</math> <math>dE = (0.004m)^2</math> <math>dU = (0.007m)^2</math> とする。</p> <p>ロ 基線解析により求められた分散・共分散の値 ただし、すべての基線の解析手法、解析時間が同じ場合に限る。</p> <p>基線解析により求められた分散・共分散の値を重量とするほうが固定値の重量を用いるより精度が良いことは分かるが、すべての基線の解析手法、解析時間が同じ場合は稀であり、現実的には公共測量では固定値を使用している。よって、固定値を優先とする順位で記載する。 あるいは、公共測量においては、固定値のみでも良いのではないか。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>【理由】 現実的には固定重量の使用が多いことについて御意見ありがとうございます。固定重量の使用が多いのは、分散・共分散の使用条件が、解析手法、解析時間が同じ場合に限っていることでなかなか適用する場合がすくないのではないかと考えられます。一方、この規定では、同じ解析条件の場合にどちらを優先すべきかを示してあります。御意見にもあるとおり、同じ解析条件の場合は、固定値よりも基線解析により求められた分散・共分散の値を適用したほうが精度がよいと考えますので、現行のとおり順序とさせていただきます。</p>
基準点測量について		
第43条 第2項 第2号イ	<p>第43条2-二-イ項 基線解析より求められた分散・共分散の値を用いる場合の但し書きは、「ただし、すべての基線の解析手法が同じ場合に限る」とするべき。</p> <p>全ての基線の解析時間が同じである必要性が不明。今後、電子基準点のみを既知点とする基準点測量が増え、基準点網が、120分以上観測された長基線と60分観測の短基線で構成される場合、基線解析結果の良し悪しが反映された分散・共分散値を使わず、長基線にも短基線にも同じ固定値を重量とした網平均計算を行わなければいけないというのは、観測量、観測誤差の取り扱いに無理がある。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>【理由】 解析時間が異なる場合の分散・共分散値の妥当性についての検討は現時点では十分ではありません。よって、現行のとおりとさせていただきます。 また、固定値の重量についても同様に今後の検討が必要で、現時点では現行のとおりとさせていただきます。</p>
基準点測量について		
第43条 第3項 第1号ロ	<p>ロ 簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算を行う場合、方向角については各路線の観測点数の逆数、水平位置及び標高については、各路線の距離の総和（0.01キロメートル位までとする。）の逆数を重量（P）とする。</p> <p>「厳密水平網平均計算の重量（P）はイを用い」については、前イにおいて宣言済みである。よって、ロでは不要である。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
基準点測量について		
第43条 第3項 第1号ハ	<p>単位重量の高低角の標準偏差</p> <p>表中の厳密水平網平均計算「単位重量の標準偏差」との整合を図る。また、付録6 計算式集 2. 6. 3 (5) と整合を図る。</p>	<p>御意見を踏まえ修正します。</p> <p>「高低角の単位重量の標準偏差」また水平角についても同様に「単位重量の標準偏差」を「水平角の単位重量の標準偏差」に改めます。</p>
基準点測量について		
第43条 第3項 第2号イ (2)	<p>(i) 国土地理院が提供するジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正する。</p> <p>(ii) (i) のジオイド・モデルが構築されていない地域においては、GNSS観測と水準測量等により、局所ジオイド・モデルを構築し、求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正する。</p> <p>標高を求めるには、楕円体高からジオイド高を減ずる。このジオイド高は、ジオイド・モデルから求める。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>

基準点測量について		
第43条 第3項 第2号口 (2)	(2) 新点の経度、緯度、楕円体高は、三次元網平均計算により求めた経度、緯度、楕円体高にセミ・ダイナミック補正を行った元期座標とする。  「三次元網平均計算により求められた値」の「値」は、後述の経度、緯度、楕円体高を指すので「値」を削除した方がよい。	御意見のとおり修正します。
基準点測量について		
第43条 第5項	5 平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいものと確認されたものを使用するものとする。「もの」は不要である。	御意見のとおり修正します。
基準点測量について		
第50条 第1項 第2号	経緯儀法 1～4級水準測量は約1km以下とする。 俯仰ねじ法 1～4級水準測量は約2km以下とする。  第64条 3 二 表中 備考で、「4. 表中の( )内は2～4級水準測量に適用する。」とあることから、第50条の表中の経緯儀法及び俯仰ねじ法の観測方法は、ともに1～4級水準測量に適用となる。	御意見のとおり修正します。
基準点測量について		
第57条 第3項	「3 水準路線図を作成するものとする。」を追加  第73条 成果等に「三 水準路線図」があるが、この条文にも作成の記述がないため追加する。基準点測量の観測図同様、観測時に必要な図である。	御意見を踏まえ修正します。 「2 平均図及び水準路線図」は、選点図に基づいて作成する。ただし、平均図は計画機関の承認を得るものとする。」
基準点測量について		
第59条 第6項 第2号口	$\Delta N$ : 水平面の南北成分のセット間較差 $\Delta E$ : 水平面の東西成分のセット間較差 付録6 計算式集 3. 2. 4で、「基線ベクトルの局所測地座標系における成分を地心直交座標系における成分に変換する」とあることから、「方向」ではなく「成分」に整合を図る。	御意見のとおり修正します。
水準測量について		
第61条 第1項	本章において「観測」とは、平均図等に基づき、レベル及び標尺等を用いて、関係点間の高低差を観測する作業をいう。 の「等」は不要である。  第57条2で承認を得た平均図のみが公式なものである。したがって、平均図等の「等」は意味をなさない。	現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 観測においては、水準路線図を用いる場合も想定されますので、御意見の「等」を削除することにはせず、現行のとおりとさせていただきます。
水準測量について		
第62条 第1項	1級セオドライト 1～4級水準測量（渡海） 1級トータルステーション1～4級水準測量（渡海） 測距儀 1～4級水準測量（渡海）  第64条 3 二 表中 備考で、「4. 表中の( )内は2～4級水準測量に適用する。」とあることから、第62条の表中の摘要の（渡海）に相当する測量は、ともに1～4級水準測量に適用となる。	御意見のとおり修正します。
水準測量について		
第62条 第1項	「水準測量作業用電卓」は不要である。 水準測量作業用電卓は、観測機器ではなく、データ記憶が正常にできていればよい機器である。したがって、第62条 表中から削除する。	現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 水準測量作業用電卓は、観測において用いる主要な観測機器と認識しております。よって、現行のとおり水準測量作業用電卓を表中に示すことにいたします。
水準測量について		

第62条 第2項	<p>「2 水準測量作業用電卓は、動作の結果が正しいと確認されたものを使用するものとする。」を追加</p> <p>水準測量作業用電卓は、観測機器ではなく、データ記憶が正常動作するかを事前に確認する必要がある。したがって、第70条 2と同様の記述が必要である。</p>	御意見のとおり修正します。
水準測量について		
第64条 第1項	<p>観測は、水準路線図に基づき、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>観測は、水準路線図に基づき実施するものである。平均図は、成果を求めるためのものである。</p>	御意見のとおり修正します。
水準測量について		
第64条 第2項 第7号	<p>七 1級水準測量においては、標尺の下方20センチメートル以下を読定しないものとする。なお、電子レベルで標尺の上方又は下方を読定する場合は、メーカーの仕様に従うものとする。</p> <p>電子レベルで観測する際には、標尺の下限を規定するのみでは不十分である。バーコード標尺が正しく読定できることが必要であるため追記する。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>【理由】 電子レベルで観測する際には、標尺の下限を規定するのみでは不十分であるかどうか検討する資料が十分ではございません。よって、現時点では、現行のとおりとさせていただきます。</p>
水準測量について		
第64条 第3項 第2号	<p>経緯儀法 目標（標尺）の読定単位 対岸 距離（1mm）の（ ）は不要である。</p> <p>この表中 備考に「4. 表中の（ ）内は2～4級水準測量に適用する。」との記載がある。このため、「距離（1mm）」のままでは2～4級水準測量のみの単位となり、1級水準測量の距離読定単位の記載がないことになってしまう。よって、（ ）を削除することで、経緯儀法の距離読定単位がすべての級に適用となる。</p>	御意見のとおり修正します。
水準測量について		
第67条 第1項 第1号	<p>一 標尺補正量の計算及び正規正標高補正計算（楕円補正）は、1級水準測量及び2級水準測量について行う。ただし、1級水準測量においては、正規正標高補正計算に代えて正標高補正計算（実測の重力値による補正）を用いることができる。また、2級水準測量における標尺補正量の計算は、水準点間の高低差が70メートル以上の場合に行うものとし、標尺補正量は、気温20度における標尺改正数を用いて計算するものとする。</p> <p>の「量」は不要である。</p> <p>付録6 計算式集 水準測量 1. 1 標尺補正計算 と名称の整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
水準測量について		
第67条 第1項 第2号	<p>二 変動量補正計算は、地盤沈下調査を目的とする水準測量について、基準日を設けて行うものとする。</p> <p>の「量」は不要である。</p> <p>付録6 計算式集 水準測量 1. 1 標尺補正計算 と名称の整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。

水準測量について		
第69条 第1項	<p>点検計算は、観測終了後に行うものとする。計算の結果、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第42条と整合を図る。「ただし」は、前文の説明・条件・例外を示すときに使う。この場合は、「ただし、観測終了後に行うことができなかつた場合は……」との表現になるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ修正します。</p> <p>「点検計算は、観測終了後に行うものとする。点検計算の結果、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。」</p>
水準測量について		
第70条 第1項	<p>平均計算は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>の「定めるところに」は不要である。</p> <p>第43条と整合を図る。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
水準測量について		
第70条 第2項	<p>平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいものと確認されたものを使用するものとする。</p> <p>の「もの」は不要である。</p> <p>第43条 5 と整合を図る。文章の整理。「……ものと……ものを……ものとする。」が読みづらいため整理する。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
水準測量について		
第72条 第1項	<p>水準点成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p> <p>第45条の「基準点成果」と整合を図る。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
復旧測量について		
第76条 第3項 第1号イ	<p>方向角を求めるための水平角観測に使用する既知点は、隣接の同級以上の基準点とする。</p> <p>正確な表現とする。方向角は直接観測できない。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
復旧測量について		
第76条 第3項 第2号ロ	<p><math>\Delta N</math> : 水平面の南北成分の較差  <math>\Delta E</math> : 水平面の東西成分の較差  <math>\Delta U</math> : 高さ成分の較差</p> <p>付録6 計算式集 3. 2. 4で、「基線ベクトルの局所測地座標系における成分を地心直交座標系における成分に変換する」とあることから、「方向」ではなく「成分」に整合を図る。また、「水平面からの」はあえて宣言する必要ない。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
地形測量・写真測量について		
第78条 第3項	<p>3 「数値地形図データ」とは、地形、地物等に係る地図情報を、位置、形状を表す座標データ及び内容を表す属性データ等として、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。</p> <p>文章の整理。「及び」の使用。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
地形測量・写真測量について		
第79条 第1項	<p>製品仕様書は、当該地形測量及び写真測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。</p> <p>読点の挿入</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
地形測量・写真測量について		
第83条 第1項	<p>「現地測量」とは、現地においてTS等又はGNSS測量機を用いて、又は併用して、地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する作業をいう。</p> <p>読点の挿入</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>

地形測量・写真測量について		
第90条 第2項	2 細部測量における地上座標値は、ミリメートル位とする。 ここで言いたいことは、「mmの位まで求める」ことを指しているのだから、「位」とすべきである。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第93条 第3項	△N：水平面の南北成分のセット間較差 △E：水平面の東西成分のセット間較差 △U：高さ成分のセット間較差  付録6 計算式集 3. 2. 4で、「基線ベクトルの局所測地座標系における成分を地心直交座標系における成分に変換する」とあることから、「方向」ではなく「成分」に整合を図る。また、「水平面からの」はあえて宣言する必要ない。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第93条 第4項	4 標高を求める場合は、国土地理院が提供するジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。  第43条と整合を図る。標高を求めるには、楕円体高からジオイド高を減ずる。このジオイド高は、ジオイド・モデルから求める。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第94条 第1項	ネットワーク型RTK法によるTS点の設置は、間接観測法による単点観測法により行うものとする。  間接観測法はネットワーク型RTK法の観測方式であり、単点観測法は観測手段である。したがって、両者は異なる内容につき「又は」は不適である。この条文では、「間接観測法による単点観測法」とするか、「直接観測法又は間接観測法による単点観測法」とするか、どちらかに決める必要がある。	現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 間接観測法と単点観測法はそれぞれ別の観測方法です。よって、両者の関係は現行通り「又は」で示すのが適当と考えますので、現行のとおりとさせていただきます。
地形測量・写真測量について		
第94条 第5項	5 標高を求める場合は、国土地理院が提供するジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。  第43条と整合を図る。標高を求めるには、楕円体高からジオイド高を減ずる。このジオイド高は、ジオイド・モデルから求める。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第96条 第3項 第2号	二 標高点の密度は、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とし、標高点数値はセンチメートル位で表示するものとする。  ここで言いたいことは、「cmの位まで表示する」ことを指しているのだから、「位」とすべきである。	御意見のとおり修正します。

地形測量・写真測量について		
第97条 第5項	<p>△N：水平面の南北成分のセット間較差 △E：水平面の東西成分のセット間較差 △U：高さ成分のセット間較差</p> <p>付録6 計算式集 3. 2. 4で、「基線ベクトルの局所測地座標系における成分を地心直交座標系における成分に変換する」とあることから、「方向」ではなく「成分」に整合を図る。また、「水平面からの」はあえて宣言する必要はない。</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第97条 第7項	<p>7 標高を求める場合は、国土地理院が提供するジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p> <p>第43条と整合を図る。標高を求めるには、楕円体高からジオイド高を減ずる。このジオイド高は、ジオイド・モデルから求める。</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第98条 第1項	<p>ネットワーク型RTK法による地形、地物等の測定は、間接観測法による単点観測法により行うものとする。</p> <p>第94条と整合を図る。 間接観測法はネットワーク型RTK法の観測方式であり、単点観測法は観測手段である。したがって、両者は異なる内容につき「又は」は不適である。この条文では、「間接観測法による単点観測法」とするか、「直接観測法又は間接観測法による単点観測法」とするか、どちらかに決める必要がある。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 間接観測法と単点観測法はそれぞれ別の観測方法です。よって、両者の関係は現行通り「又は」で示すのが適当と考えますので、現行のとおりとさせていただきます。</p>
地形測量・写真測量について		
第98条 第5項	<p>5 標高を求める場合は、国土地理院が提供するジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p> <p>第43条と整合を図る。標高を求めるには、楕円体高からジオイド高を減ずる。このジオイド高は、ジオイド・モデルから求める。</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第100条 第1項	<p>数値編集の点検は、編集済データ及びその出力図を用いてスクリーンモニター又は自動製図機等によるその出力図を用いて行うものとする。</p> <p>文章の整理。「…用いて…用いて…」の意味が不明である。</p>	<p>御意見を踏まえ修正します。 「数値編集の点検は、編集済データ及び編集済データの出力図を用いて行うものとし、編集済データはスクリーンモニターを用い、編集済データの出力図は自動製図機等による出力図を用いて行うものとする。」</p>
地形測量・写真測量について		
第101条 第1項	<p>(要旨) 第101条 本節において「補備測量」とは、の追加 (第101条(補備測量)は第102条、以下同じ)</p> <p>要旨の記載は他の節にも必ずある。記載の必要があるのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ修正します。 (要旨)として、101条に定義と現行文をまとめて規定します。 定義 「「補備測量」とは、取得漏れや経年変化等をTS等により、現地で直接測量する作業をいう。」</p>

地形測量・写真測量（MMS）について			
第110条	<p>第110条(要旨)の条文について 意見 車載写真レーザ測量における「標定点」を「調整点」という名称に変更してはいかがでしょうか。</p> <p>理由 110条で車載写真レーザ測量における標定点が定義されていますが、「第4章 空中写真測量」の「第3節 標定点の設置」の第154条(要旨)で定義される写真測量の「標定点」と名称が同じため、混同されることが懸念されます。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>	16
地形測量・写真測量（MMS）について			
第112条	<p>第3章 車載写真レーザ測量第3節 標定点の設置 第112条 評定点の精度 が規定されています。しかし、航空レーザ測量第285条に規定されている「RMS誤差」が規定されていません。 2008年の準則の改正により、品質評価は、精度でなく正確度で行なうことになっています。従って、正確度の尺度である「RMS誤差」による評価は欠かすことができません。 評定点の評価に「RMS誤差」を行うことを提案します。 定量的には、標準偏差と同じ0.1m以内でもよいと思います。</p>	<p>意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。 御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 【理由】 御意見の内容について、現時点では検討する資料が十分ではございません。よって、意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。</p>	
地形測量・写真測量（MMS）について			
第113条	<p>第113条 方法 標定点の設置は、「第3編 地形測量及び写真測量」の「第2章 現地測量 第4節 細部測量 第1款 TS点の設置」に記載されている方法を適用し、TS測量、キネマティック法又はRTK法、ネットワーク型RTK法で実施することとしていただきたい。 条文案 「標定点の設置は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測、または、第3編第2章第4節第1款のTS点の設置に準じて行うものとする。ただし、前条に規定する精度を確保し得る範囲内において、既知点間の距離、標定点間の距離、路線長等は、この限りでない。」 現在の業務で利用している「移動計測車両による測量システムによる地形図作成マニュアル(案)」の第34条「標定点の設置」では、標高に関しても基準点測量、ネットワーク型RTK法の単点観測法が認められております。また、改正案の第94条は、「第2章 現地測量 第4節 細部測量 第1款 TS点の設置」のTS点の設置の方法の1つであり、この他に第92条で「TS等を用いるTS点の設置」、第93条で「キネマティック法又はRTK法によるTS点の設置」が規定されております。TS点の精度は第91条で規定されており、第12条で規定されている標定点の精度と同じです。したがって、ネットワーク型RTK法による単点観測法以外に、TS、およびキネマティック法又はRTK法も認められることが妥当と考えます。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>	19

地形測量・写真測量について		
第117条 第5項	第117条 5 「固定局には、電子基準点を用いることができる」について、電子基準点で構成されるネットワーク型固定局「VRS固定点」は、利用可能と解釈していますが、補正データを配信するFKP方式やSSR方式についても利用可能と解釈してよろしいでしょうか？	意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。 御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 【理由】 現行では、固定局は電子基準点は想定しておりますが、VRS固定点等を固定局とすることについては、現時点で検討するためのものが十分ではありません。よって、現時点では意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。
地形測量・写真測量（MMS）について		
第117条 第5項	第117条第5項に「電子基準点を用いることができる。」とありますが、ネットワーク型RTK法の後処理による方法を利用するシステムが有ります。ネットワーク型RTK法を利用することができることを明示してください。	意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。 御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 【理由】 現行では、固定局は電子基準点は想定しておりますが、現時点では、ネットワーク型RTK法が可能かどうかを検討するための根拠が十分ではありません。よって、現時点では意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。
地形測量・写真測量について		
第118条 第1項 第1号イ	第118条 一 イ 「固定局のGNSS観測データ取得間隔は、30秒以下」となっていますが、固定局の観測間隔が長い場合、FIX率および精度低下の要因となり、再測率の向上につながります。再測率が高くなることは作業効率の低下と品質低下につながるものがあらかじめ想定されるため、準則の記載としてふさわしくないと感じます。 移動局と同様に「固定局のGNSS観測データ取得間隔は、1秒以下」とされたい。 *空中写真測量のように全モデルで同時調整計算をする場合は、30秒間隔でも問題ないと感じます。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量（MMS）について		
第119条 第3項	3 標高を求める場合は、国土地理院が提供するジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。 第43条と整合を図る。標高を求めるには、楕円体高からジオイド高を減ずる。このジオイド高は、ジオイド・モデルから求める。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第156条 第1項 第2号	標定点の設置について、水平位置については単点観測法による設置が認められているが、標高についても認めることは出来ないのか。 標定点と同精度が求められるTS点（第91条）は、単点観測法による設置が認められている。	御意見を踏まえ修正します。 「一 水平位置は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測、又は第3編第2章第4節第1款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。 二 標高は、第2編第3章で規定する簡易水準測量に準じた観測、又は第3編第2章第4節第1款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。ただし、地図情報レベル2500以上の数値地形図データを作成する場合は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測で標高を求めるものとする。」

地形測量・写真測量について		
第159条 第2項 第6号	六 設置完了後、 <b>対空標識点明細表</b> に設置点付近の見取図を記載し、写真の撮影を行うものとする。  付録4 標準様式 様式第3-11 と整合を図る。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第163条 第1項 第1号	一 <b>対空標識点明細表</b>  付録4 標準様式 様式第3-11 と整合を図る。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第165条 第2項 第2号	二 フィルム航空カメラは、撮影に使用するフィルターと組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値が、0.01ミリメートル <b>位</b> まで明確なものであること。  ここで言いたいことは、「mm単位で0.01mmの位まで明確なものであること」を指しているのだから、「位」とすべきである。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第165条 第4項 第3号	三 撮影に使用するフィルターと組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値が、0.01ミリメートル <b>位</b> まで明瞭なものであること。  ここで言いたいことは、「mm単位で0.01mmの位まで明確なものであること」を指しているのだから、「位」とすべきである。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第168条 第4項	第3款 撮影および第7章 写真地図作成 第168条・第291条 デジタル航空カメラ撮影時の地上解像度は同時調整計算結果を鑑み基線高度比で決定する。写真地図では地上画素寸法はカメラに依存せず第291条で確定しているが見直しができないかと考える。	現行のとおりとさせていただきます。 御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 【理由】 御意見の内容について検討するための根拠が十分ではありません。よって、現時点では現行のとおりとさせていただきます。
地形測量・写真測量について		
第187条 第3項 第3号	<b>三 空中写真数値化 作業記録簿・点検記録簿</b>  付録4 様式第3-15 と整合を図る。	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第197条	第6節 同時調整および様式第1-17（同時調整精度管理表）第197条・第202条 1)同時調整は原則として作業地区全域を一つのブロックとして実施することと記載されている。3000km2以上はブロックを分けてブロック間残差を取り決めては如何だろうか。（運用と解説ともリンクさせる）  1)昨今では県全域等膨大なモデル数の処理も可能となった。演算機器の性能も向上し、全県を一つのブロックとして処理することも可能であるが、一つのブロックが大きすぎると検証点残差や最終調整時の基準点残差は検証点較差の誤差が大きい地域を誤差が小さい範囲を吸収して許容値に入ってしまう症状が発生し作業員・点検者が気づかないケースもある。それらを防ぐためにもよって一つのブロックの規準を設け、ブロック間較差も数値化する。	現行のとおりとさせていただきます。 御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 【理由】 御意見の内容について検討するための根拠が十分ではありません。よって、現時点では現行のとおりとさせていただきます。

地形測量・写真測量について		
第202条	<p>第6節 同時調整および様式第1-17（同時調整精度管理表）第197条・第202条 2)同時調整精度管理表 デジタル航空カメラの「最終調整時の基準点残差」許容値の見直しを求める。</p> <p>2)例えば、UCXp（レベル2500）利用時に、検証点較差標準偏差の標高制限値は0.66mとなるが、基準点残差最大較差は、地上解像度0.2m÷基線高度比0.27より0.74mとなる。この数値は検証点較差標準偏差の標高制限値より大きくなり問題はないかと考える。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。 御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 【理由】 御意見の内容について検討するための根拠が十分ではありません。よって、現時点では現行のとおりとさせていただきます。</p>
地形測量・写真測量について		
第203条 第1項 第1号	<p>一 調整計算の成果表は、平面位置及び高さの座標は0.01メートル位とし、回転要素の角度は0.0001度とする。</p> <p>ここで言いたいことは、単位ではなく位を指しているのだから、「位」とすべきである。</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第213条 第1項	<p>（取得する座標値の位） 数値図化における地上座標値は、0.01メートル位とする。</p> <p>ここで言いたいことは、「m単位で0.01mの位とする」を指しているのだから、「位」とすべきである。</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第241条 第1項	<p>（座標値の位） ベクタデータにおける地上座標値は、0.01メートル位とする。</p> <p>ここで言いたいことは、「m単位で0.01mの位とする」を指しているのだから、「位」とすべきである。</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第244条 第1項	<p>2 既成図の原図が利用困難な場合は、複製用原図を作成し計測することができる。 3 既成図の原図又は複製用原図（以下「原図」という。）は、図郭線及び対角線の点検を行うものとする。原図の図郭線及び対角線に対する許容範囲は次のとおりとする。ただし、誤差が許容範囲を超える場合は、補正が可能か適切に対応するものとする。</p> <p>計測用基図は、「既成図の原図」又は「複製用原図」から作成する場合がある。したがって、「原図」の定義には両者が含まれているはずである。</p>	<p>御意見を踏まえ、また2項についても1項と同じ書きぶりになるよう以下のとおり修正します。 「（要旨） 2 既成図の原図が利用困難な場合は、複製用原図を利用することができる。 3 複製用原図は、図郭線及び対角線の点検を行うものとする。複製用原図の図郭線及び対角線に対する許容範囲は次のとおりとする。ただし、誤差が許容範囲を超える場合は、補正が可能か適切に対応するものとする。 一 図郭線 0.5ミリメートル以内 二 対角線 0.7ミリメートル以内」 （「原図」の定義には既成図の原図と複製用原図の両者が含むという解釈ではございません。御意見のとおり間違えることがないように、規定をより明確にするために修正する。）</p>

地形測量・写真測量について	
第245条 第1項	<p>計測用基図は、<b>既成図</b>の原図を写真処理等により複製し、作成するものとする。の「<b>既成図</b>」は不要である。</p> <p>計測用基図は、「既成図の原図」又は「複製用原図」から作成する場合がある。したがって、前条で定義した「原図」とすればよい。</p>
	<p>御意見を踏まえ修正します。 「(計測用基図作成) 第245条 計測用基図は、既成図の原図<b>又は複製用原図</b>を写真処理等により複製し、作成するものとする。 2 略 3 略 4 計測用基図は、<b>既成図の原図又は複製用原図</b>と比較等を行い、画線の良否、表示内容等を点検し、必要に応じて修正するものとする。」 (第244条の修正を踏まえ、「既成図の原図」と「複製用原図」を明記しました。)</p>
地形測量・写真測量について	
第251条 第1項	<p>3 隣接する図郭間の<b>計測</b>データの不合は、接合処理により座標を一致させるものとする。</p> <p>「地図データ」は初めて出現した名称。「計測データ」のことか？</p>
	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について	
第264条 第3項	<p>3 第178条の規定によるGNSS/IMUデータの点検を完了した外部標定要素を用いた標定において、点検する地物等の数は6点以上とし、誤差の許容範囲は次表の値とし、誤差の許容範囲を超えた場合には、旧数値地形図データ<b>ファイル</b>の座標値を使用して同時調整を行うものとする。 の「<b>ファイル</b>」は不要である。</p> <p>第257条において、「既成の数値地形図データファイル(以下「旧数値地形図データ」という。)」と定義している。したがって、「ファイル」は不要である。</p>
	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について	
第276条 第1項 第2号	<p>第258条第1項七及び八、第259条第1項七及び八、第276条から第280条について 測量法第32条では、公共測量は基本測量又は公共測量の測量成果に基づいて実施しなければならないとされています。 ですが、当該規定では、それ以外の測量成果も使用してもかまわないとされています。</p> <p>(使用する既成図の要件) 第276条 使用する既成図の要件は、次のとおりとする。 一 (略) 二 基本測量又は公共測量の測量成果、又はこれと同等以上の精度を有するものであること。(後略)</p> <p>この規定は明確な測量法違反です。 作業規程の準則は、国土交通省告示で定められていますが、この告示は測量法に対して優越するのですか？</p> <p>基本測量又は公共測量の測量成果以外を使用できるような文言は削除すべきであると考えます。</p>
	<p>現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 「既成図」に公共測量等以外のものを使用しても、最終的な成果の位置の基準は基図(基本測量又は公共測量の測量成果)にあるため、測量法違反には該当しないと考えます。</p>

地形測量・写真測量について		
第280条 第1項	<p>修正データは、予察結果等に基づき<b>他の</b>既成の数値地形図データから取得するとともに、修正データの分類コード等は、必要な変換を行うものとする。</p> <p>「第7款 既成図を用いる方法による修正数値図化」と「第8款 他の既成データを用いる方法による修正数値図化」を区別すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、「他の既成データ」を定義し、その用語を規定に用いるよう修正します。</p> <p>「(要旨) 第278条 本款において「修正数値図化」とは、他の測量作業により作成された数値地形図データ(以下、「<b>他の既成データ</b>」という。)を使用して、修正データを取得する作業をいう。」</p> <p>「第280条 修正データは、予察結果等に基づき<b>他の既成データ</b>から取得するとともに、修正データの分類コード等は、必要な変換を行うものとする。」</p>
地形測量・写真測量について		
第284条 第2項	<p>2 編集済<b>数値地形図</b>データの論理的矛盾の点検は、点検プログラム等により行うものとする 名称の整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第289条 第1項	<p>「写真地図作成」とは、数値写真を正射変換した正射投影画像を作成した後、必要に応じてモザイク画像を作成し、写真地図データファイルを作成する作業をいう。</p> <p>読点の挿入</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第297条 第1項	<p><b>標高は、デジタルステレオ図化機等を用いて、第291条第2項の規定を満たした精度を有し、必要に応じて局所歪みを補正するための地性線等を取得するものとする。</b></p> <p>文章の整理。主語・述語の関係が、「標高は、・・・地性線等を取得するものとする。」と読める。文脈に合うように修正すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ修正します。</p> <p>「第297条 標高は、デジタルステレオ図化機等を用いて、第291条第2項の規定を満たした<b>精度で取得するものとする</b>。必要に応じて局所歪みを補正するための地性線等を取得するものとする。」</p>
地形測量・写真測量について		
第301条 第1項	<p>数値地形モデルファイルの点検は、前条で作成した数値地形モデル<b>ファイル</b>を用いて行うものとする。</p> <p>前条で作成したものは、「ファイル」である。</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第319条 第2項 第3号	<p>水平<b>成分</b> 高さ<b>成分</b></p> <p>付録1 測量機器検定基準 GNSS測量機 性能 との整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第322条 第2項	<p><b>2 航空レーザ計測作業</b>点検は、次の各号について行うものとする。</p> <p>同条3～5項の表現と整合を図る。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>【理由】 御意見の「航空レーザ計測作業」はこの条全体に係る作業であり、2項で「航空レーザ計測作業点検」とすると「航空レーザ計測作業」の点検内容を限定しているという誤解を生じる恐れがございます。よって、現行のとおり、「点検」とさせていただきます。</p>

地形測量・写真測量について		
第322条 第3項 第3号 第4号	<p>三 解の品質 四 位置の往復解の差</p> <p>「解の品質」を点検後、「位置の往復解の差」を点検するのではないか。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 この項は、キネマティック解析結果の点検を行う点検項目を示しております。必ずしも作業順を示すものではございませんので、現行のとおりとさせていただきます。</p>
地形測量・写真測量について		
第322条 第5項	<p>5 計測データの点検は、次の各号について行うものとする。</p> <p>読点の挿入</p>	御意見のとおり修正します。
地形測量・写真測量について		
第340条 第6項	<p>6 グリッドデータにおける標高値は、0.1メートル位とする。</p> <p>ここで言いたいことは、「m単位で0.1mの位とする」を指しているのだから、「位」とすべきである。</p>	御意見のとおり修正します。
応用測量について		
第384条 第3項	<p>3 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法により標高を求めた場合は、国土地理院が提供するジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p> <p>第43条と整合を図る。標高を求めるには、楕円体高からジオイド高を減ずる。このジオイド高は、ジオイド・モデルから求める。</p>	御意見のとおり修正します。
応用測量について		
第391条 第3項 第2号	<p><math>\Delta N</math>：水平面の南北成分のセット間較差 <math>\Delta E</math>：水平面の東西成分のセット間較差</p> <p>付録6 計算式集 3.2.4で、「基線ベクトルの局所測地座標系における成分を地心直交座標系における成分に変換する」とあることから、「方向」ではなく「成分」に整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
応用測量について		
第391条 第4項	<p>4 ネットワーク型RTK法による観測は、間接観測法による単点観測法を用いる。</p> <p>間接観測法はネットワーク型RTK法の観測方式であり、単点観測法は観測手段である。したがって、両者は異なる内容につき「又は」は不適である。この条文では、「間接観測法による単点観測法」とするか、「直接観測法又は間接観測法による単点観測法」とするか、どちらかに決める必要がある。</p>	<p>現行のとおりとさせていただきます。 【理由】 間接観測法と単点観測法はそれぞれ別の観測方法です。よって、両者の関係は現行通り「又は」で示すのが適当と考えますので、現行のとおりとさせていただきます。</p>
応用測量について		
第391条 第5項 第1号ハ	<p>ハ 既知点での観測は、第3項第二号及び第三号の規定を準用する。</p> <p>引用条文誤り</p>	御意見のとおり修正します。

応用測量について		
第402条 第5項 第5号	<p><math>\Delta N</math> : 水平面の南北成分のセット間較差  <math>\Delta E</math> : 水平面の東西成分のセット間較差  <math>\Delta U</math> : 高さ成分のセット間較差</p> <p>付録6 計算式集 3. 2. 4で、「基線ベクトルの局所測地座標系における成分を地心直交座標系における成分に変換する」とあることから、「方向」ではなく「成分」に整合を図る。また、「水平面からの」はあえて宣言する必要ない。</p>	御意見のとおり修正します。
測量機器検定基準について		
付録1 表紙	付録1 測量機器検定基準 新旧対照表 名称誤り	御意見のとおり修正します。
測量機器検定基準について		
付録1	付録1 測量機器検定基準（2-6 GNSS測量機）新旧対照表 名称の整合	御意見のとおり修正します。
測量機器検定基準について		
付録1	付録1 機器検定基準のうち観測時間の標準を示す表について 表中「GPS・準天頂衛星及びGLONASS」を「GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星」に修正。	御意見のとおり修正します。
測量機器検定基準について		
付録2	<p>3. 現場試験を行う前には、付録1により、外観・構造について点検を行い良好であることを確認する。また、光波測距儀においては、標準測定手順に定められている、スケール誤差を除去するために、事前に周波数カウンタで光波測距儀の変調周波数を点検しておかなければならない。</p> <p>なお、現場試験手順での測定単位及び再測（較差の範囲）等の基準は、第2編基準点測量編の規定に準ずるものとする。  の「編」は不要である。</p>	御意見のとおり修正します。
標準様式について		
付録4	<p>様式第1-1 基準点測量精度管理表 その1 埋設様式 → 埋設形式</p> <p>付録5 永久標識の規格及び埋設方法（2）標準埋設形式の名称と整合を図る。なお、「様式」とするならば、付録5の名称を改正すべきである。</p>	御意見のとおり修正します。
標準様式について		
付録4	<p>様式第1-1-1 基準点測量精度管理表 その1-2 埋設様式 → 埋設形式</p> <p>付録5 永久標識の規格及び埋設方法（2）標準埋設形式の名称と整合を図る。なお、「様式」とするならば、付録5の名称を改正すべきである。</p>	御意見のとおり修正します。
標準様式について		
付録4	様式第1-2 基準点測量精度管理表 その2 埋設様式 → 埋設形式	御意見のとおり修正します。
標準様式について		
付録4	標準様式の様式第1-2 基準点測量精度管理表 その2について、点検測量欄の点検値および採用値の $\Delta N$ 、 $\Delta E$ 、 $\Delta U$ 表記は不適切なため、現行からの変更は不要。	御意見のとおり修正します。

標準様式について		
付録 4	<p>基準点成果表その 1（様式 3-1）と、基準点成果表その 2（様式 3-2）の基準点成果表にジオイド高は残されたい。</p> <p>また、測地基準系及びジオイド・モデルの表記は改正案の通りとされたい。</p>	<p>意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。</p> <p>【理由】 ジオイド高は最新のジオイド・モデルにより求めるものです。よって、成果表に観測当時のジオイド高が記述されている場合、そのジオイド高があたかも成果値であるとの誤解を生じる恐れがあるため、意見募集開始時の改正案のとおりとさせていただきます。</p>
標準様式について		
付録 4	<p>様式第 3-1 基準点測量精度管理表 その 1 埋設<b>型式</b> → 埋設<b>形式</b></p> <p>付録 5 永久標識の規格及び埋設方法（2）標準埋設<b>形式</b> の名称と整合を図る。なお、「埋標<b>型式</b>」とするならば、付録 5 の名称を改正すべきである。</p>	御意見のとおり修正します。
標準様式について		
付録 4	<p>様式第 3-1 基準点測量精度管理表 その 1 注 直接水準<b>測量</b>で標高決定されている場合、標高右隣に「（直接水準による）」と記載する。</p> <p>名称の整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
標準様式について		
付録 4	<p>様式第 3-3 点の記 設置<b>区分</b> → 埋設<b>形式</b></p> <p>付録 5 永久標識の規格及び埋設方法（2）標準埋設<b>形式</b> の名称と整合を図る。なお、「設置<b>区分</b>」とするならば、付録 5 の名称を改正すべきである。</p>	御意見のとおり修正します。
標準様式について		
付録 4	<p>様式第 3-6 水準点の記 標識番号の枠内「第 号」→標識番号の枠内「     」</p> <p>第、号を削除する。公共測量の水準点標識番号は数字とは限らない。また、英数字の場合も多い。したがって、「第号」は標準様式ではないので削除する。</p>	御意見のとおり修正します。
標準様式について		
付録 4	<p>様式第 3-7 成果数値データファイル標準様式 Z00 コメント（省略可）、フォーマット識別子、フォーマットバージョン（02.00で固定） Z01 業務タイトル名（基準点のみ省略可） Z02 測地系（0（世界測地系）、1（日本測地系））、平面直角座標系番号（省略可）：Z02は基準点のみ適用 Z03 水準成果の種類：Z03は水準点のみ適用</p> <p>最新の「測量成果電子納品要領（案） 付属資料 3 成果表数値フォーマット」と整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
標準様式について		
付録 6	<p>3.3.1 既知点間の閉合差 △N：水平面の南北<b>成分</b>の閉合差 △E：水平面の東西<b>成分</b>の閉合差 △U：高さ<b>成分</b>の閉合差</p> <p>付録 6 計算式集 3.2.4で、「基線ベクトルの局所測地座標系における成分を地心直交座標系における成分に変換する」とあることから、「方向」ではなく「成分」に整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
標準様式について		

付録6	<p>3.4.3 観測の重み (2)  dN: 水平面の南北成分の分散  dE: 水平面の東西成分の分散  dU: 高さ成分の分散</p> <p>付録6 計算式集 3.2.4で、「基線ベクトルの局所測地座標系における成分を地心直交座標系における成分に変換する」とあることから、「方向」ではなく「成分」に整合を図る。</p>	御意見のとおり修正します。
標準様式について		
付録6	<p>3.1.2地心直行座標系から経緯度及び高さへの変換の</p> $\phi \text{ の収束条件: }  \phi_i - \phi_{i-1}  \leq 10^{-12} \text{ (rad)}$ $\phi_i: i \text{ 回目の計算結果}$ $\phi_0: \tan^{-1} \left( \frac{Z}{P} \right)$ <p>を</p> $\phi \text{ の収束条件: }  \phi_i - \phi_{i-1}  \leq 10^{-12} \text{ (rad)}$ $\phi_i: i \text{ 回目の計算結果}$ $\phi_0: \tan^{-1} \left( \frac{Z}{P(1-e^2)} \right)$ <p>にしたらどうか。  西修二郎著「図説GPS」一測位の理論一ほかいくつかの本で同様になっている。  結果としては、同じ緯度が得られるが、繰り返し計算で収束する回数が少なくなるようです。</p> <p>3.1.1 経緯度及び高さから地心直交座標系への変換  3.2.1 地心直交座標系から経緯度及び高さへの変換というタイトルがついていますが、「変換」ではなく、「換算」という用語を用いた方がよろしいかと思われます。</p>	<p><math>\phi_0</math>の初期値については御意見のとおり修正します。</p> <p>「変換」を「換算」との御意見については、現行のとおりとさせていただきます。  【理由】  一般的には、点の位置を別の座標系に移すものについては「変換」が用いられており、測量分野においても同様に用いられております。  付録6計算式集においては、「変換」と「換算」がいずれも点の位置を別の座標系に移すような場合に用いられておりますので、全て「変換」に統一します。</p> <p>これに伴い以下のとおり修正します。  「2.9 座標を<b>変換</b>して経緯度、子午線収差角及び縮尺係数を求める計算」  「2.10 経緯度を<b>変換</b>して座標、子午線収差角及び縮尺係数を求める計算」</p>
標準図式について		
付録7	<p>改正案表紙  付録7 公共測量標準図式 新旧対照表  名称の整合</p>	御意見のとおり修正します。
標準図式について		
付録7	<p>1. 太陽光発電設備  1) 今回太陽光発電設備が追加されたが、土地に設置されたもの以外に家屋などの建築物上に設置されたものも対象としていただきたい。  2) 太陽光発電設備の適用には頭上おおむね3.0cm×3.0cm以上のものについては、記号を定間隔に配列して表示するとあるが、定間隔とは業者や作業者により曖昧な判断となるため中央に配置するに変更してはどうかと考える。</p>	<p>1) は現行のとおりとさせていただきます。  【理由】  太陽光発電施設は、土地利用等を示す諸地の1つです。諸地は付録7第21条で「集落に属する区域の中で、建物以外の土地」と規定されております。よって、この記号を建築物上に設置されたものに適用することはできません。</p> <p>2) は意見を踏まえ配列例を記載します。</p>
標準図式について		
付録7	<p>第31条 諸地とは、集落に属する区域の中で、建物以外の土地をいい、空地、駐車場、花壇、園庭、墓地、材料置場及び太陽光発電設備に区分して表示し、区域界を含む。</p> <p>太陽光発電設備の追加に伴い、条文にも追加すべき</p>	御意見のとおり修正します。

多言語表記による図式			
付録8 第2条	この図式にない事項について、地図情報レベル500から5000までの場合は付録7公共測量標準図式を、地図情報レベル10000の場合は基本測量における1万分1地形図図式を準用することができる。	御意見は、 付録8第2条の「この規程にない事項について、地図情報レベル500から5000までの場合は付録7公共測量標準図式を、地図情報レベル10000の場合は基本測量における1万分1地形図図式を準用することができる。」の冒頭の「規程」を「図式」にすべきとの趣旨の意見と理解します。  御指摘のとおり、「規程」を「図式」に修正します。	
多言語表記の地図における地図記号（全般）			
付録8 地図記号 全般	<p>(意見1) 今回の地図記号の改正は非常に画期的だと思います。今まで小学校で必死に覚えた記号でしたが、日本人ですら、記号の意味とマークがイメージに合致せず、ピンと来ない地図記号がありました。異文化に暮らす外国人にもマークのイメージだけで直感的にピンとくる、共通的なマークで表示することはこの国際社会において当然の事だと思料します。追加するなら、日本人向けの地図記号も統制すべきだと思う。 「宝の隠し場所」や「軍事目的」の誰にも知られてはいけない暗号的な意味合いが必要であれば別ですが、人類すべての者が一見で認識できるものであるべきです。</p> <p>(意見2) 外人用、日本人用という区別ではなく、移行措置として計画していくべきかと考えます。 将来的にはピクトグラムの新記号に統一していくことがよいと思います。 今の記号が普遍的とも思えませんし、わかりやすさなら新記号がよいと考えます。</p>	<p>今回の取組は、政府の観光立国推進のための取組を受けて、外国人がよく訪れる場所などに対象を限定して、外国人にわかりやすい地図記号を新たに追加する観点も取り入れて検討したものです。一方、従来の地図記号は学校教育等を通じて広く日本国民に普及しており、その変更の影響が大きいと考えます。従って、従来の地図記号との整合性やその取扱いについては、パブリックコメントの意見や関係機関等の意見を踏まえて、その必要性も含めて今後十分な検討を行う必要があります。</p>	3
付録8 地図記号 全般	<p>外国人向けの地図記号案ですが、通常の記号とは別に、電子地図用に拡大アップしたバージョンも同時に定めてはどうでしょうか？ 例えば、温泉記号は、通常表示は現行の「逆さクラゲ」のままで、さらに拡大した時のみ、より直感的な「温泉の中に人が入っている図」にする、といった感じですか。 紙の地図では無理な話ですが、電子機器用の電子地図なら、記号の拡大縮小による図の切り替えは、容易だと思われれます。 それどころか、カラー化や、アニメーションしても良いかもしれません。</p> <p>東京オリンピックの2020年には、今以上に電子機器も普及している事でしょうから、この機に、紙の地図の時代の固定概念から脱却するのの一考だと思います。</p>	ご提案につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。	

<p>付録 8 地図記号 全般</p>	<p>(意見 1) 外国人向けの観光案内用絵地図等において、直感的にわかりやすい絵文字を新規に制定することには賛成である。 しかし、既存の地図記号の改正等を行うべきではない。 観光案内用絵文字の制定についても、政治的・思想的な問題があるため制定したという誤解を招かないよう、発表の仕方に留意すべきである。</p> <p>(意見 2) 観光用などでない正式な地図記号については、鉛筆で記入しやすいといった合理的な理由があるはずですので、安易に絵文字に変更するべきではないと思います。</p>	<p>今回は外国人向けの地図における地図記号を検討したものであり、従来の日本の地図における地図記号を変更するものではありません。 なお、発表に際しては御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>	<p>3</p>
<p>付録 8 地図記号 全般</p>	<p>(意見 1) 全体に記号が複雑すぎます。 もっとデフォルメされた簡略な記号を使うべきです。 今後、コンピュータで地図を扱うためにはシンボルは簡略化しておくべきです。</p> <p>(意見 2) 新しい方は見る分には良いかもしれませんが、描くことは困難です。例えば外国語がわからなくて地図を見ながら道を説明する際、記号を書き込めるのには大きな価値があると思います。</p>	<p>今回の取組は、訪日外国人旅行者、特に日本になじみのない外国人でも目的地まで円滑に誘導できるようにするためのものです。できるだけ簡便な記号になるように努めましたが、一目で対象を想像できるようにしているため、提案のものとなっております。 なお、コンピュータで地図を扱うことに関するご提案につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>	<p>3</p>
<p>付録 8 地図記号 全般</p>	<p>(意見 1) 地図記号の変更について反対です。 外国人観光客が増えています。 これからも増えると思います。 確かに、今のままでは外国の方にわかりにくい地図記号もあるかもしれませんが。 しかし、日本の文化を知ってもらうチャンスではないでしょうか。 地図には、記号の説明もしっかりとつけ、呼びかけをすることで問題は起こらないと思います。 ぱっとみてわかりやすい記号もいいかもしれませんが、外国の方からすれば少しわかりにくい記号であっても日本について知れる喜びが感じられるのではないのでしょうか。</p> <p>(意見 2) 外国人向け地図に使用する18種類の地図記号案に関して、凡例を示せば現行の地図記号デザインを使用すればよく、日本の伝統を無理やり外国人に合わせる必要性を感じない。日本の地図記号の凡例において、外国語での表記を充実させるべきと感じる。</p>	<p>地図記号はそれが指し示す対象をわかりやすく抽象化したものであり、直感的に対象を見つけやすくすることができます。今回の外国人向け地図記号作成の取組は政府の観光立国推進の取組を受けて、訪日外国人旅行者、特に日本になじみのない外国人でも凡例等の説明書きを見なくても目的地まで円滑に誘導できるようにすることを目的として行っています。従来の日本の地図記号の中で、外国人には馴染みのないものについては、凡例等を見てもわかりづらく、目的地への円滑な誘導には不適切なことから、新規にわかりやすい地図記号を作成したものです。御意見については今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	<p>4</p>

<p>付録 8 地図記号 全般</p>	<p>(意見 1) 外国人、特に一時短期訪問の観光客のために日本の習慣や常識が壊されることは断じて許しません。外国人がどれだけ増えようが、「外国人にも分かるように」地図記号を変える必要などありません。 日本の地図記号が今ようになったのは、日本の文化的な背景があります。単に「外国人観光客の目線で」安易に変えてしまおうとするなどまさに他文化強制。政府のサイトには一応「外国人向けの地図」と書いてありますが、日本人向けにもなし崩し的に変えられてしまうのではないのでしょうか。 そもそも記号の違いを学ぶことも、本当に日本文化に興味があって訪れる観光客にとっては新鮮な旅の経験のはずです。世界中どこも同じ記号では、観光客側にとっても面白みがなくなります。</p> <p>(意見 2) 外国人向けの地図の表記の変更には反対です。外国の方は、我が国の情緒を楽しみに来られるのであって、外国受け、万人受けするものの使用は、逆に外国の方を失望させるのではないのでしょうか。過剰に外国に迎合するのではなく、我が国の文化、伝統を理解して頂く、それが大切なのではないのでしょうか。そうして、理解し合い、お互いがお互いの文化と伝統を尊重する。今回の変更はむしろその相互理解を阻害するのではないかと感じます。 何か我が国は、我が国が譲ることだけ考えているように思えてなりません。それでは真の友情は築けません。</p>	<p>今回の取組は政府の観光立国推進のための取組を受けて、訪日外国人旅行者、特に日本になじみのない外国人でも目的地まで円滑に誘導できるようにするためのものです。今後、実施にあたっては御意見を参考にしつつ、適切に取り組んでまいります。</p>	<p>7</p>
<p>付録 8 地図記号 全般</p>	<p>(意見 1) 地図記号は、日本の物をそのまま使った方が良い。地図は、外国人が見るだけでなく、日本人に説明を求める時にも使われる。外国人用の記号では、判りにくい。外国人用に、辞書を付ければ良いだろう。</p> <p>(意見 2) 国民が外国の方から、これはどこにありますかと記号を指して聞かれても今までの慣れ親しんだ記号でなければ答えられないこともあるでしょう。 更に、電子化の、スマートフォン等のナビもある時代に地図が必要とは思えません。時間の浪費であり、とても変更の必要があるとは思えません。</p>	<p>今回の取組は、政府の観光立国推進のための取組を受けて、訪日外国人旅行者、特に日本になじみのない外国人でも目的地まで円滑に誘導できるようにするためのものです。一部の記号について、従来の地図記号と異なるものもありますが、ピクトグラムを基本としており、外国人にも日本人にもわかりやすいものになっていると考えております。 今後、今回決定した地図記号について理解が深まるように、地方公共団体や関係団体に広く周知し、普及に努めていきたいと考えています。</p>	<p>4</p>
<p>付録 8 地図記号 全般</p>	<p>世界標準化の動きと連動するべきである。新たなローカルな記号を作り出しても様々な少数意見に対応することはできない。</p>	<p>国際標準化については、具体的な取組についてこれまでのところ把握しておりませんが、御意見については今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	<p>2</p>
<p>付録 8 地図記号 全般</p>	<p>学校、消防署などその他の地図記号もわかりやすく変更すべき</p>	<p>今回の取組は、政府の観光立国推進のための取組を受けて、外国人がよく訪れる場所などに対象を限定して検討したものです。そのため、学校、消防署については対象外としました。今後の検討の参考にさせていただきます。</p>	

<p>付録 8 地図記号 全般</p>	<p>新しくなった地図記号を今後学校教育で扱うのか</p>	<p>従来の日本の地図記号は学校教育で使用されておりま す。 今回は、外国人向け地図のための地図記号として検討したものであり、従来の地図記号を検討するものではないため、学校教育で扱われるこのような地図記号が変わるとは考えておりません。 ただし、今回のような外国人向けの新たな取組みについては、地方公共団体や関係機関にも広く周知することとし、必要に応じて教育関係機関にも取組みの内容や位置づけについて説明します。学校教育での扱いについては、それも踏まえて教育関係機関で判断されることと考えています。</p>	
<p>付録 8 地図記号 全般</p>	<p>以下の3つのピクトグラムについて別の案を考えてみました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教会：建物の部分にもう少し教会らしさを出せないか考えてみました。</li> <li>・寺院：三重の塔にはあまり窓の印象は無いので、実物のイメージにより近い図案が無いかなと考えてみました。</li> <li>・交番：もう少しシンプルな図案にできないか考えてみました。</li> </ul> <p>何の参考にもならないかとは思いますが、一度ご覧頂ければ幸いです。 添付ファイル： MAP_Pictogram-0.gif</p> <div style="text-align: center;">  <p>教会      寺院      交番</p> </div>	<p>ご提案ありがとうございました。 教会、交番についてはパブコメで提案したデザインとほぼ整合していると解釈されますので、原案の通りとさせていただきます。 寺院に対する考え方については、「付録 8 地図記号 寺院」に記載のとおりです。</p>	
<p>多言語表記の地図における地図記号（郵便局）</p>			
<p>付録 8 地図記号 郵便局</p>	<p>(意見 1) 郵便局ですが、各国の郵便ポストの形状に違いがあるとはいえ、手紙の封筒の図式ではわかりづらい、また、外国の方は我が国で観光を楽しまれるわけですから、郵便ポストと言えば我が国の郵便ポストをご覧になるわけです。我が国の形状に合わせたほうが理解しやすいのではないのでしょうか。</p> <p>(意見 2) 郵便局のは、日本になじみ過ぎてます 逆にメールマークの方がわかりません 郵便局は銀行もかねており、メールだけの機能ではありません また、外国の人にとっても〒は覚えやすい記号です 変える必要はないと思います</p>	<p>原案の通りとします。 外国人への調査結果で、手紙のマークのほうが外国人にわかりやすかったことに加え、案内標識のJISのピクトグラムにも採用されていて、我が国でも普及してきており、日本人にも十分理解されるものとなっているためです。</p>	<p>2</p>
<p>多言語表記の地図における地図記号（交番）</p>			
<p>付録 8 地図記号 交番</p>	<p>交番は確かにわかりにくいですが、敬礼の絵は軍の施設と思われるでしょう。POLICEでいいのではないですか？あるいはKOBANでも。</p>	<p>原案の通りとします。 地図記号は文字による注記と比較して、対象を見つけやすくなるというメリットがあります。 特に、交番のような緊急時に必要となる施設は、一目で場所が分かる必要があり、わかりやすい地図記号で表示されていることが特に重要です。そのために外国人にわかりやすい地図記号を作成しました。</p>	<p>2</p>

多言語表記の地図における地図記号（寺院）

（意見1）  
意見を述べさせていただきます、とても貴重な機会をどうもありがとうございます。  
地図記号から「卍」を削除することに反対いたします。  
卍は古来から寺院などにみられます愛と平和を表します崇高なシンボルマークであり、何ら削除する理由は見当たらないと考えています。  
ナチスドイツが「卍」を悪用しましたことはたいへん残念なことです、「卍」そのものには全く非があるわけではなく、むしろ、とても素晴らしいものです。  
万一、変更されましたら、何もない非を認められるように感じられますが、いかがでしょうか。  
古き良き伝統をこれからもお守りしていかれましてを切に願っております。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。

（意見2）  
まんじ（卍）は世界最古のシンボルであり、一万年以上の歴史をもっています。世界の大陸の様々な宗教や国々でも日常的に散見されており、まんじ（卍）は世界中で愛・平和・幸福・安寧のシンボルです。  
一万年以上の卍の長い歴史に比べて、ナチスドイツが卍を使っていた期間はたった12年間に過ぎません。  
軍事国家のシンボルとしてナチスドイツが誤った卍の使い方をした事実と、卍の本来の意味を欧米人に理解してもらったためにも、仏教寺院のシンボルとしての卍とを日本地図に記載し続けるべきです。  
卍の代わりに新たに検討されている三重塔のイラストですが、三重塔を持つ寺院はそれほど多くありません。一方で卍の印はほとんどの寺院で見受けられます。  
仏教寺院を観光する欧米人に対して最後まで卍を隠し通す事はできない訳ですから、あらかじめ卍をその意味の由来と一緒に仏教寺院のシンボルとして英語地図に表記するほうが、地図上では卍を隠しておきながら欧米人が実際に仏教寺院に行くと門や壁や仏像などあちこちに卍を見つけてビックリさせるよりも親切なはずです。

（意見3）  
日本の地図のマーク（お寺）を変更する予定と聞きました、この件について私の意見としては反対です。卍のマークは日本人の心のよりどころとして深く浸透していて私はこの卍マークは日本人の誇りとさえ思っています、是非この卍を変えないようにご検討をお願いいたします。

（意見4）  
寺のマークに三重塔が使われているようですが、神社にある三重塔（重文）もございまして、誤った印象を与えかねません。釣鐘等の神社にはない建造物に変更するべきと考えます。

提案した外国人向けの地図用の寺院の地図記号については、次の理由により今回は決定しないものとし、当面、寺院は「Temple」、「〇〇Temple」、「卍（Temple）」、「卍〇〇 Temple」のような表示を推奨していくこととします。

外国人向けの地図用の寺院の地図記号として、外国人へのアンケート調査も踏まえ、日本を初めて訪問するなど日本になじみがなく、また日本の地図記号である卍記号を知らない外国人にもわかりやすいものとして、三重の塔のイメージの記号を提案しました。これに対して、「寺院の地図記号として卍記号を尊重すべき」、「卍記号の由来等を説明し、外国人に理解してもらわなければならない」、「従来記号の卍と外国人向け記号の三重の塔との2つの記号が存在すると混乱する」などを趣旨とする御指摘を多数いただきました。また、「寺院に必ずしも三重の塔があるわけではなく、また神社にも三重の塔がある場合があり、外国人が混乱する可能性がある」という御指摘もいただきました。

外国人の案内に役立つ地図記号を決定するにあたっては、国内で広く普及・利用されることが肝要であり、外国人へのわかりやすさとともに、国民の十分な理解が必要です。しかしながら、今回提案した三重の塔を寺院の地図記号として採用すると、記号のイメージと現地の状況との不一致等により外国人に不必要な混乱を招く可能性があることに加え、国民の十分な理解が得られて広く普及・利用される地図記号とは言えないと判断いたしました。

以上のことから、三重の塔をイメージした記号は外国人向け地図における寺院の地図記号として決定しないこととします。

当面、寺院は「Temple」、「〇〇Temple」、「卍（Temple）」、「卍〇〇Temple」のような表示を推奨し、卍に対する外国人の理解を深めつつ、動向を見極めることとしたいと考えています。

なお、今回は外国人向けの地図における地図記号を検討したものであり、従来の日本の地図における地図記号を変更するものではありません。また、今回の取組は既存の市章や家紋等とは関係のないものと考えております。

付録8  
地図記号  
寺院

	<p>(意見5)  寺院の地図記号「卍」を変更することは反対です。  ナチス・ドイツのマークを連想させるという意見があるとのことですが、こういう配慮は行き過ぎであるとともに、むしろ、日本の伝統を壊し、日本を貶める行為であるといえます。以下に反対の理由を述べる。</p> <p>(1) ナチスよりも前に使われていた、伝統ある、日本人になじみのある卍である。国民は義務教育で地理の時間に覚えたものであり、ナチス・ドイツとは明らかに関係が無い。</p> <p>(2) むしろ、この配慮を根拠に「卍」がハーケンクロイツと同様に扱われだすことを恐れます。</p> <p>(3) すでに標識や案内板で卍のマークは全国いたるところで使用されておりますがナチスを理由にそちらまで排除の動きが出てくるのではないのでしょうか？これに似た表示をシンボルとしている日本の市は絞る(注：シンボルの誤記と思われる。)を変えなければならぬのでしょうか？</p> <p>(4) 外国人観光客には、卍を含め、由来の説明をすればいい話です。説明を通じ、外国人観光客の日本文化への理解が深まれば一石二鳥です。</p> <p>(5) これを機に外国人に、「誤解を生じさせない」と理由でなんでもかでも日本の伝統を壊していく動きが加速すると思われまます。  現行の地図記号を継続し、説明併記することを強く要望します。</p>		
多言語表記の地図における地図記号(モスク)			
付録8 地図記号 モスク	地図記号は、日本の物をそのまま使った方が良い。 地図は、外国人が見るだけでなく、日本人に説明を求める時にも使われる。 外国人用の記号では、判りにくい。 外国人用に、辞書を付ければ良いだろう。 「モスク」は、ウィグルの国旗の様が良いが、これこそ建物記号にしておかないと、説明できない。	提案したモスクの地図記号については、次の理由により今回は決定しないものとし、当面、モスクは「Mosque」、「○○ Mosque」のような表示を推奨していくこととします。 モスクの地図記号については、パブリックコメントにおいて、御指摘の「モスクはまず日本の地図記号にしておかないと日本人が説明できない」との御意見のほか、地図記号全般への御意見として「検討に当たって実施したアンケート調査でのムスリムの回答数が少ない」というものもありました。また、その後の各国のモスクの地図記号の実態調査でも様々な記号が使用されていることが分かりました。以上を踏まえて、モスクの地図記号については今回決定しないこととします。 当面、モスクは「Mosque」、「○○ Mosque」のような表示を推奨していくこととします。	
多言語表記の地図における地図記号(博物館/美術館)			
付録8 地図記号 博物館/美術館	(意見1) 博物館は現在国内で一般的に使われている記号で十分だと思います。 新たな記号を持ち込む必要性を感じません。 (意見2) 博物館・美術館のマークはmacOSのライブラリフォルダーに似ている。	博物館は、従来の地図記号とほぼ同じものです。 今回の博物館/美術館の記号は、JISのピクトグラム(JIS Z8210案内用図記号)の附属書(参考)の「博物館/美術館」を採用したものです。	2

多言語表記の地図における地図記号（病院）		
付録 8 地図記号 病院	<p>(意見 1) 病院の記号も、教会と紛らわしい。多くは赤十字マークがあるだろうが、聴診器や注射器のほうがベター。</p> <p>(意見 2) p54病院の記号を + ではなく、 +C などとする。</p> <p>(1) +はキリスト教のシンボルであり、イスラム教徒にとっては好ましくない。このため、赤十字の活動も赤新月Red Crescentのマークのもとに行っている。Crescentは「三日月」と訳されるので、第1回アンケート結果の意見で「左に三日月で右に十字の記号 2名（マレーシア 2）」（『外国人にわかりやすい地図表現検討会報告書』平成27年9月p55）とあるのは、イスラム教国における赤新月（赤い三日月）が医療のマークとして見慣れているからである。</p> <p>(2) 第2回アンケートは ムスリムの回答数が少ないので、参考にすべきではない。回答総数907名のうち、ムスリムが多数派の国の回答数は110であり、回答の12.1%である。この数値はやや低いのではないか。</p> <p>(3) 参考として、赤十字赤新月社連盟のマーク [+C] をご覧ください。 <a href="https://ja.wikipedia.org/wiki/国際赤十字赤新月社連盟">https://ja.wikipedia.org/wiki/国際赤十字赤新月社連盟</a> 以上</p>	<p>原案の通りとします。</p> <p>外国人への調査結果で、外国人にも十分わかりやすかったことに加え、案内標識のピクトグラムのJISにも類似しており、日本人にも十分理解されるものとなっているためです。</p> <p>なお、「ムスリムの回答数が少ない」との御指摘につきましては、今後、類似の調査を行う場合には参考にさせていただきます。</p>
多言語表記の地図における地図記号（銀行/ATM）		
付録 8 地図記号 銀行/ATM	<p>(意見 1) 銀行とATMが1つの図式となっているが、分けたほうがよい。</p> <p>(意見 2) 「外国人にわかりやすい地図表現検討会報告書」のP23には「JIS Z8210とデザインの整合を図る」との記載がありますが、現在、日本財団の事業（交通エコモ財団事務局）である「2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた案内用図記号（ピクトグラム）作成検討委員会」にて案内用図記号の追加・見直しの検討が行われております。その結果を受けて、JIS Z 8210の改正を行う予定でございます。従いまして、現在ご検討中の地図記号とJIS Z8210案内用図記号とで不整合が発生する可能性があり、そのことは「JIS Z 8210とデザインの整合を図る」という基本的な考え方と合わなくなると考えます。</p> <p>については、以下のご対応を希望致します。 ・「銀行/ATM」地図記号の決定の延期</p>	<p>原案の通りとします。</p> <p>銀行には通常ATMがあるのでATMを探す場合が多い外国人観光客には十分理解されるため、銀行とATMを分けて地図記号を用意する必要はないと考えます。銀行であることを特に明示したい場合には銀行名を併記するなどの方法が考えられます。</p> <p>JISを所管する経済産業省にJIS規格の追加・見直しの検討状況及び整合化について改めて確認した上で、原案のとおりとしました。</p>

多言語表記の地図における地図記号（ショッピングセンター/百貨店）			
<p>付録8 地図記号 ショッピングセンター/百貨店</p>	<p>（意見1） 多言語表記地図における地図記号について ショッピングセンター/百貨店の記号は、乳母車のようだ。</p> <p>（意見2） 「外国人にわかりやすい地図表現検討会報告書」のP23には「JIS Z8210とデザインの整合を図る」との記載がありますが、現在、日本財団の事業（交通エコモ財団事務局）である「2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた案内用図記号（ピクトグラム）作成検討委員会」にて案内用図記号の追加・見直しの検討が行われております。その結果を受けて、JIS Z 8210の改正を行う予定でございます。従いまして、現在ご検討中の地図記号とJIS Z8210案内用図記号とで不整合が発生する可能性があり、そのことは「JIS Z 8210とデザインの整合を図る」という基本的な考え方と合わなくなると考えます。</p> <p>ついては、以下のご対応を希望致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ショッピングセンター/百貨店」図材をJIS Z8210に合わせるように変更</li> </ul>	<p>御指摘を踏まえて、デザインを一部修正し、誤解を受けないようにわかりやすくしました。</p> <p>JISを所管する経済産業省にJIS規格の追加・見直しの検討状況及び整合化について改めて確認した上で、パブリックコメントの他の意見を踏まえて分かりやすさの観点から一部修正して決定しました。</p>	2
多言語表記の地図における地図記号（コンビニエンスストア/スーパーマーケット）			
<p>付録8 地図記号 コンビニエンスストア/スーパーマーケット</p>	<p>（意見1） コンビニの記号も分かり難いです。</p> <p>（意見2） 外国人にわかりやすい地図表現検討会報告書」のP23には「JIS Z8210とデザインの整合を図る」との記載がありますが、現在、日本財団の事業（交通エコモ財団事務局）である「2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた案内用図記号（ピクトグラム）作成検討委員会」にて案内用図記号の追加・見直しの検討が行われております。その結果を受けて、JIS Z 8210の改正を行う予定でございます。従いまして、現在ご検討中の地図記号とJIS Z8210案内用図記号とで不整合が発生する可能性があり、そのことは「JIS Z 8210とデザインの整合を図る」という基本的な考え方と合わなくなると考えます。</p> <p>ついては、以下のご対応を希望致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンビニエンスストア」地図記号の決定の延期</li> </ul>	<p>原案の通りとします。外国人への調査結果で、一番支持が得られたものです。また、東京都の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（平成27年2月）でも今回の地図記号と同様にサンドイッチとペットボトルを図案化したピクトグラムが定められており、国内で一般的になっていると考えています。</p> <p>JISを所管する経済産業省にJIS規格の追加・見直しの検討状況及び整合化について改めて確認した上で、原案のとおりとしました。</p>	2

多言語表記の地図における地図記号（ホテル）		
付録8 地図記号 ホテル	<p>（意見1） ホテルの新しい地図記号案が病院の地図記号に見えるので、ベッドの向きを変え、ホテルの部屋にある他の家具（ランプなど）を入れた方がいいと思います。</p> <p>（意見2） ホテルや旅館などの宿泊施設の外国人向け記号ですが、ロールプレイングゲームなどで宿屋の看板に使われている『inn』を使うのはいかがでしょうか。ドラゴンクエストなど、世界的に有名な作品中で使われているものなので、外国人の方にも伝わりやすいのでは？と思いました。 宜しければご検討ください。</p>	<p>御指摘を踏まえて、ベッドの脇にランプを追加し、誤解を受けないようにわかりやすくしました。</p> <p>ロールプレイングゲームは外国人に広く行われているわけではないため、より一般的に理解されやすい地図記号の必要性から、案内標識のJISのピクトグラムとの整合性を考慮して地図記号を提案しました。ただし、提案したものは病院と誤解を受けるなどの指摘があったために、ベッドの脇にランプを追加しました。</p>
多言語表記の地図における地図記号（観光案内所）		
付録8 地図記号 観光案内所	<p>（意見1） 最大の問題は観光案内所が「？」マークであることです。 外国人のアンケートにもあるように、世界標準は「i」マークです。 海外に旅行に行った時には、街中で「i」マークを探したものです。 世界標準では有人案内所は「i」マークです。</p> <p>（意見2） 「外国人にわかりやすい地図表現検討会報告書」のP23には「JIS Z 8210とデザインの整合を図る」との記載がありますが、現在、日本財団の事業（交通エコモ財団事務局）である「2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた案内用図記号（ピクトグラム）作成検討委員会」にて案内用図記号の追加・見直しの検討が行われております。その結果を受けて、JIS Z 8210の改正を行う予定でございます。従いまして、現在ご検討中の地図記号とJIS Z 8210案内用図記号とで不整合が発生する可能性があり、そのことは「JIS Z 8210とデザインの整合を図る」という基本的な考え方と合わなくなると考えます。 については、以下のご対応を希望致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「観光案内所」地図記号の決定の延期</li> </ul>	<p>今回は決定しないことにしました。 JISを所管する経済産業省との事前の調整を踏まえ、JISのピクトグラムに即した地図記号をパブリックコメント時の案としていましたが、パブリックコメント終了後、同省から『来年度、経済産業省の委託事業であるJIS Z 8210（案内用図記号）改正原案作成委員会（事務局：一般財団法人日本規格協会）において、ISOと整合化を図ることを重視し、「i」記号に一本化する方向で検討される見込みである』との連絡があり、JIS改正の検討結果を待つこととします。 定められるまでの間は、これまで通りの「？」、「i」のいずれかの記号の表示で対応していただくこととします。</p>
多言語表記の地図における地図記号（公衆便所）		
付録8 地図記号 公衆便所	<p>公衆トイレのマークの件で、GID当事者からの感想として一言。男女のみと想像してしまうマークの使用は控えて欲しいです。世界をみれば、日本のお役所（経済産業省）などのように、戸籍上の性をその人の性だと決めつける国は減りつつあり、性自認をその人の性だと認める流れが広がっています。 そんな中、『先進国』と言われる立場にある日本は、未だに戸籍上の性をその人の性だと扱う国だと、国際社会にアピールするのと同じ行為です。 公衆トイレを表すための記号なら、日本独自に進化をした、ウォシュレットをイメージさせるような、洋式便器をデザイン化するのも一つの方法だと思います。 横からの姿なら、トイレだとのイメージがわかりやすいのではないのでしょうか？</p>	<p>原案の通りとします。 外国人へのアンケート調査結果で、外国人にも十分わかりやすかったことに加え、案内標識のピクトグラムのJISを採用しており、日本人にも十分理解されるものとなっているためです。</p>

多言語表記の地図における地図記号（飛行場）		
付録8 地図記号 飛行場	<p>「外国人にわかりやすい地図表現検討会報告書」のP23には「JIS Z8210とデザインの整合を図る」との記載がありますが、現在、日本財団の事業（交通エコモ財団事務局）である「2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた案内用図記号（ピクトグラム）作成検討委員会」にて案内用図記号の追加・見直しの検討が行われております。その結果を受けて、JIS Z 8210の改正を行う予定でございます。従いまして、現在ご検討中の地図記号とJIS Z8210案内用図記号とで不整合が発生する可能性があり、そのことは「JIS Z 8210とデザインの整合を図る」という基本的な考え方と合わなくなると考えます。ついては、以下のご対応を希望致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「飛行場」の名称の「空港」又は「空港／飛行場」への変更</li> </ul>	御意見を踏まえて、「空港/飛行場」に変更します。
地名等の英語表記基準		
付録8 地名等の 英語表記 基準 全般	<p>山や川の呼称について、変更は無用だと思います。この検討会の参加者は、グーグルマップやグーグルアースを利用したことが無いのでしょうか。スマホを利用したことが無いのでしょうか。今の時代、人に道を尋ねるのではなく、スマホに聞いています。</p>	外国人がスマートフォンで目的地を検索する場合には地名の表記が統一されている必要があります。今回の英語表記ルールは民間地図会社等にも周知し、活用を促進し、訪日外国人の利便性を高める予定です。
付録8 地名等の 英語表記 基準 第11条	<p>（意見） 単体の自然地名は、できるだけ追加方式を採用すべきと考えます。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単体の自然地名は、全体が一まとまりのものとして認識されていることが多い。</li> <li>・日本語から英語への置換において、地形を表す複数の語を一つの英単語に置換すると、英語表記から日本語地名に戻すのが困難になる。特に、「Mt. Tsurugi」（剣山・剣岳）のように別の地名が同じ英語表記になる場合、文脈によらなければ元の日本語地名に戻すことは不可能になる。</li> <li>・置換方式では、複合的な名称の地名で、語構成とは異なる分割が発生することがある。例えば、「会津朝日岳」は「会津+朝日岳」であって「会津朝日+岳」ではないが、置換方式では「Mt. Aizu-Asahi」となり、語構成と異なる位置で分割される。</li> <li>・置換方式では固有名称部分が短くなるため、外国人に覚えやすくなるという利点がある一方で、誤読が生じやすくなる欠点もある。例えば、「利根川」が置換方式で「Tone River」とされると、「トーンリバー」と誤読されるおそれが高くなり、「利根川」と認識するのが困難になる。</li> </ul>	<p>原案のままとします。</p> <p>今回の英語表記ルールは、日本語の地名を英語表記に変換する際にできるだけ1つの英語表記となるように変換方法の詳細を定めたものであり、英語表記から元の日本語の地名への変換についての完全性は求めています。</p> <p>追加方式は日本語と英語の相互変換が容易になりますが、冗長で文字列が長くなり、視認性も悪くなります。そこで、今回の英語表記ルールでは、元の日本語の地名を認識している日本人が英語表記から元の日本語の地名に変換可能と考えられる場合は置換方式を採用することとしています。これにより、表記が短く、視認性が良くなり、外国人にも覚えやすくなります。</p> <p>御指摘の剣山（徳島県）、劔岳（富山県）については、場所も遠く離れているため、地元の日本人が外国人からMt. Tsurugiと尋ねられればそれぞれ地元の名のことでありと理解可能であると考えています。この例に関わらず、英語表記単体で分からない場合には、所在地などとともに確認することにより、対象を特定することが可能です。</p> <p>会津朝日岳についてもMt. Aizu-Asahiから会津朝日岳のことであると日本人に十分に通じるので問題ないと考えています。今回は、語構成よりも上記の通りシンプルでわかりやすい英語表記にすることを優先にしています。</p> <p>「利根」の発音に関しては、「利根〇〇」という名称は数多く存在し、置換方式、追加方式に関わらず、「トーン」と発音されるリスクは避けられないと考えられます。</p>

<p>付録8 地名等の 英語表記 基準 第11条</p>	<p>(意見) 「Mt.」に対応させる漢字を「山」だけにし、「岳(嶽)」を削除すべきと考えます。</p> <p>(理由) ・「山」とは違い「岳(たけ)」が単独で普通名詞として用いられることは通常無い。そのため、「岳」は語としての独立性が低く、地名内の「岳」も固有名詞の一部(一まとまりのもの)と認識されやすいと考えられる。 ・英語圏にある「Mt. ○○」が「○○岳」と訳されることはなく、「Mt.」を「岳」に変換するのは日本人にとって容易とは言えない。 ・「岳(たけ)」は「高く大きな山」という意味であり、山一般を指す「Mt.」とは意味に差がある。 ・「山」と「岳」が共に「Mt.」と置換されると、「剣山」と「剣岳」のように英語表記で区別できなくなるケースが増える。 ・「Mt.」に対応する漢字が3種(山・岳・嶽)で、対応する読みが5種類(やま・さん・ざん・たけ・たけ)というのは、「川」「湖」など他に比べて多すぎると思われる。異体字や連濁による違いが含まれることを考慮しても多い。 ・「岳」で終わる山名は「山」に比べて少なく、この修正による影響は比較的小さいと考えられる。</p>	<p>原案のままとします。 多くの著名な山の名称に「岳(嶽)」が使われており、日本人にとって地形的な特徴を表す語として「山」とほぼ同様な認識がされていると考えられるためです。 山の名称は、一般的な○○山、○○岳(嶽)のほか、○○森、○○塚など、末尾に来る漢字が200種類以上あります。このうち、岳(嶽)については、「高く大きな山。高山。」(大辞林)のように、国語辞典においても山に関連付けた記載がされています。 「剣山」と「劔岳」については、上で回答の通り、共にMt. Tsurugiで問題ないと考えています。</p>	
<p>付録8 地名等の 英語表記 基準 第11条</p>	<p>地名等の英語表記基準について 劔岳と劔山は、いずれも深田久弥の日本百名山に選ばれるなど、わが国を代表する山の一つであるが、英語表記案が同一となっている。観光立国推進のため、外国人への案内において混乱を来さないよう、劔岳と劔山の英語表記は区別するべきである。劔岳は、Mt. Tsurugidakeとすべきである。</p>	<p>原案のままとします。 御指摘の劔山(徳島県)、劔岳(富山県)については、場所も遠く離れているため、地元の日本人が外国人からMt. Tsurugiと尋ねられればそれぞれ地元のものとして理解可能であるとされています。</p>	
<p>付録8 地名等の 英語表記 基準 第11条</p>	<p>(意見) 「Cape」に対応させる「岬」の読みから「さき・ざき」を削除すべきと考えます。</p> <p>(理由) ・「みさき」とは違い「さき」が岬の意味の普通名詞として用いられることは通常無い。そのため、「さき」は語としての独立性が低く、地名内の「さき」も固有名詞の一部(一まとまりのもの)と認識されやすいと考えられる。 ・英語圏にある「Cape ○○」が「○○さき」と訳されることはなく、「Cape」を「さき」に変換するのは日本人にとって容易とは言えない。 ・「崎・埼・碕・岬(さき)」は同一の語の異表記であり、ローマ字表記でも同じになるのに、漢字が「岬」の場合だけ置換方式とするのは不自然である。また、地名の漢字表記には揺れがあることが少なくないため、地名の漢字表記によって変換方式を変えるのは避けたほうがよい。 ・「岬」を「さき・ざき」と読む例は少なく、「岬」の読みから「さき・ざき」を削除しても影響は比較的小さい。</p>	<p>原案のままとします。 「岬」の読みとしての「さき・ざき」は、室戸岬(むろとざき)など、著名な岬にもあることから日本人にとって一般的と考えられるためです。 室戸岬の英語表記を置換方式によるCape Murotoとしても室戸岬のことであると日本人に通じると考えます。岬の標準的な読み「さき・ざき」を含めないと、室戸岬の英語表記は追加方式によるCape Murotozakiとなり、名称が冗長で文字列も長くなり、外国人にわかりづらいものになるためです。</p>	

<p>付録 8 地名等の 英語表記 基準 第 11 条</p>	<p>(意見) 固有名詞的部分の読みが2音拍の場合は、一律で追加方式を原則とすべきと考えます。</p> <p>(理由) ・案では、固有名詞的部分の読みが2音拍であっても、固有名詞的部分が漢字1文字でない場合で、川、峠、海岸のケースだけ置換方式を原則としている。しかし、漢字の文字数や英語の配置により方式を変えるのは必要以上に複雑である。 ・置換方式とするケースには「〇〇川」「〇〇浜」のように全体が4音拍となる場合が含まれる。日本語では4音拍が一まとまりと感じられることが多く、置換方式によりこれを分割すると、英語表記を日本語地名へ変換するのが容易ではないと思われる。 ・「鴨川」と「賀茂川」のように地名の漢字表記には揺れがあることが少なくないため、地名の漢字文字数によって変換方式を変えるのは避けたほうがよい。 ・この修正を行っても、現在と同等に近隣の地名等による例外を認めれば影響は比較的小さい。</p>	<p>原案のままとします。</p> <p>川、峠、海岸の英語表記では、地形を表す単語 (Riverなど) が末尾に付き、日本語の表記と語順が同じです。そのため、名称から地形を表す部分 (「川」など) を除いた固有名詞的部分の漢字が2文字で読みが2音拍の場合、山、湖、岬 (※英語表記において、Mt. など地形を表す単語が先頭に付き、日本語の表記と語順が逆になるもの) と比較すると、置換方式でも英語表記から元の日本語の地名への変換が容易であると考えられるためです。</p> <p>特に川について、固有名詞的部分の漢字が2文字で読みが2音拍の場合にその固有名詞的部分が近隣の地名等で使用されるケースが多いため、御指摘の通りに追加方式を原則とすると、例外 (置換方式による表記) が多くなります。</p> <p>なお、今回の英語表記ルールは、統一感のとれたわかりやすい英語表記を目指して作成しましたが、御指摘のとおり、ルール自体はやや複雑になっています。今後、国土地理院では、今回の英語表記ルールに基づく具体の地名の英語表記リストを順次、作成し、公表する予定ですので、参照いただきたいと考えています。</p>	
<p>付録 8 地名等の 英語表記 基準 別添 2 英語表記例</p>	<p>(意見) [新駅] のローマ字表記は「〇〇shin-eki」ではなく「〇〇-shin-eki」としたほうがよいと考えます。</p> <p>(理由) ・「大橋 (〇〇-ohashi)」ではハイフンを入れることになっており、それと統一したほうがよい。 ・「Koyukanshin-eki」(湖遊館新駅) の例では、「Koyukanshin」が一まとまりに見え、読みづらいつと感じる。「Koyukan-shin-eki」のほうが読みやすい。</p>	<p>御指摘を踏まえて、湖遊館新駅を「Koyukanshin-eki Station」とする表記例を「Koyukan-shin-eki Station」に修正します。</p> <p>今回の英語表記ルールでは、地名の解釈又は発音の便宜上必要なときは、ハイフンを用いて分かち書きを行うこととしています。原案の湖遊館新駅を「Koyukanshin-eki Station」とする表記は、発音の便宜上 (「しねき」と読まれないように) ハイフンを用いたものですが、御指摘のように、地名の解釈を考えた場合、「Koyukan」と「shin-eki」の間にも更にハイフンを入れた方が読みやすくなるためです。</p>	